

村上市とトキエ株式会社との包括連携協定書

村上市(以下「甲」という。)とトキエ株式会社(以下、「乙」という。)は、相互の連携協力に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙がそれぞれ保有する人的・知的・物的資源の交流と活用を図り、地域振興に資する様々な取り組みを推進することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、目的を達成するため、次に掲げる事項について互いに連携・協力するものとする。尚、具体的な実施に関しては、双方が別途協議の上、行うものとする。

- (1) 交流人口及び関係人口の創出と拡大に関すること
- (2) 特産品の販路拡大等、物流の拡大に関すること
- (3) 甲及び乙のプロモーション連携に関すること
- (4) 甲の誘客促進と乙の利用促進に関すること
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(機密保持)

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を保持し、相手方の同意を得ずに第三者に一切開示、漏洩してはならない。また、本協定の目的外に当該機密を使用してはならない。

(協定期間)

第4条 本協定の協定期間は協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからか解約の申し出がないときは1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協定の変更)

第5条 本協定の内容の見直しについては、甲または乙が必要と認めたときに発議し、協議の上、必要な変更を行うものとする。

(中途解約)

第6条 甲または乙は、第4条に定める協定期間の満了前であっても、3カ月前までに相手方に書面で通知することにより、本協定を解約することができるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第7条 甲及び乙は、相手方が次のいずれかの項に違反していると合理的に判断した場合は、相手方に対して何らかの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせずに直ちに、契約の全部又は一部を解除することができる。また、これにより損害が生じた場合は、相手方が賠償するものとする。

2 甲及び乙は、現在または将来にわたって、次の各号に掲げる反社会的勢力のいずれにも該当してはならない。

- (1) 暴力団

- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋、社会運動標ぼうゴロ
- (6) その他、前各号に準ずるもの

3 甲及び乙は、現在または将来にわたって、前項の反社会的勢力または反社会的関係にあるもの(以下「反社会的勢力等」という。)と次の各号に掲げる関係のいずれにも該当してはならない。

- (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- (3) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
- (4) その他、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

4 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号に掲げる行為のいずれにも該当してはならない。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、業務を妨害する行為
- (5) その他、前各号に準ずる行為

(協定書の解釈)

第8条 本協定に定めなき事項または本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠実に協議の上、決定するものとする。

(管轄)

第9条 本協定に関する一切の紛争に関しては、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成の上、甲乙それぞれが署名の上、各1通を保有する。

令和6年8月2日

(甲) 新潟県村上市三之町1番1号
村上市
村上市長 高橋 邦芳

(乙) 新潟県新潟市東区松浜町3710番地 新潟空港ターミナル1F
トキエ株式会社
代表取締役 長谷川 政樹